

本会議のあらまし

令和7年館林市議会第4回定例会は、12月5日から18日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は追加議案も含め23件で、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

その他、議員提出議案1件の審議が行われました。

条例の改正

▽館林市議会議員及び館林市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営

るビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ公職選挙法施行令の一部改正に伴い、館林市議会議員及び館林市長の選挙におけるポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽館林市議会議員及び館林市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ

▽館林市特別会計条例の一部を改正する条例Ⅱ渡瀬南部第二産業団地造成事業を実施するに当たり、地方財政法に基づき特別会計を新たに設置するため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽たてばやし向井千秋記念科学館条例Ⅱ施設の名称の変更及び新たに施設の貸出しを行い、地域資源としての利活用を促進するほか、

機器の更新及び近年の物価高騰に伴う料金の見直しを行うに当たり、施設の名称

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、館林市議会議員及び館林市長の選挙にお

を「たてばやし向井千秋記念科学館」に変更するため、及び、プラネタリウム観覧料等の料金を改定するため、並びに、プラネタリウムドーム等の貸館の実施に伴う使用許可の要件及び使用料等を規定するため、向井千秋記念子ども科学館条例の全部を改正するもので、審議の結果、可決多数のため地方自治法の規定に基づき議長が可否を裁決した結果、否決されました。

▽館林市文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ近年の文化会館設備の改修工事等による施設運営費の上昇に伴い、文化会館使用料の額の見直しを行うに当たり、文化会館大ホール、小ホール等の使用料の額を改定するため、また、市外（両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町を除く。）の利用者の料金を設定する等のため、本条例の一部を改正するもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市三の丸芸術ホール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ近年の三の丸芸術ホール設備の改修工事等による施設運営費の上昇に伴い、三の丸芸術ホール使用料の額の見直し及び入場料金別の使用料の区分を設定するため、また、市外（両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町を除く。）の利用者の料金を設定するため、本条例の一部を改正するもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の確保について、当該連携施設を確保しないことができない要件を追加するため、また、代替保育に係る連携施設について、当該代替保育に係る連携施設を確保しないことができない要件を追加するもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の確保について、当該連携施設を確保しないことができない要件を追加するため、また、代替保育に係る連携施設について、当該代替保育に係る連携施設を確保しないことができない要件を追加するもので、賛成多数で可決されました。

いことができる要件を追加するため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の確保について、当該連携施設を確保しないことができない要件を追加するため、及び、代替保育に係る連携施設について、当該代替保育に係る連携施設を確保しないことができない要件を追加するため、並びに、搬入施設による食事の提供に係る栄養士の配置要件について、管理栄養士を配置した場合においても同要件を満たすことができるものとするため、並びに、乳幼児健康調査の内容が家庭的保育事業等の利用開始時の健康診断に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件を追加する